

令和5年度

山口短期大学 自己点検・評価報告書

令和5年6月

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学の建学の精神は「至心」である。それは、「誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った豊かな人間性を意味し、「学問と誠心の調和」により「慈悲慈愛・報恩感謝・奉仕の精神」を内実化し、それを実践できる人間の育成を目指している。

この建学の精神・教育理念を掲げた背景は、大学名を山口短期大学に変更した初代理事長・学長麻生繁樹が健全な社会の発展には、教育の力に負うところが大きく、そのため人間性豊かな教師・技術者の育成が急務であるという初代理事長・学長の強い社会的使命感からであった。

こうした建学の精神・教育理念・理想については、「容（かたち）は心を呼び、心は容を呼ぶ」ということを念頭に、「容と心」を常に意識した教育を行い、「教育は奉仕なり」の精神で、感謝と奉仕のできる視野の広い心の温かい人間づくりを目指していると明確化してある。

本学学則第1条の教育目的に、「教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成すること」と明示している。また本学の建学の精神・理念は教育基本法第一条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と語られる教育観・人間観と合致する者であり、公共性を有しているといえる。

また、本学は別名を「紫苑の学び舎」と呼んでいる。「紫苑」は紫苑草のことであり、原野に自生している野菊に似た花で、「思い出草」ともいい、多年生草本で上品で懐かしみのある淡紫色のやさしい花である。

初代理事長・学長麻生繁樹は、この「紫苑草」を「本学の花」とした。

この花は、昔の中国において、上級公務員試験に赴く青年が、村を出てから数日した頃、美しく咲くこの花に目を留め、上級公務員試験に送り出してくれた親や先生、そして村人を思い「みんなの『恩』に心からの感謝を感じ、一層奮起し科挙に合格した」という中国の故事に習い、「紫苑」から「四恩」へとつなげた。

人づくりを目指す学び舎としての本学は、知識的文化人たる前に“温かい人間性”を、学生たる前に“豊かな人間性”をモットーとした教育方針を具現化する教育実践の場であり、その

思いを「紫苑草」に託している。また、「紫苑」にまつわる思いが「四つの恩」＝「四恩（しおん）」に通ずるとの思いから、日々以下のことを心に留めて教育に取り組んでいる。

1. 親・祖先の御恩
2. 教師・先生の御恩
3. 社会・国家の御恩
4. 神・仏の御恩

実践目標は、以下の人間の育成である。

1. 温かい豊かな人間
2. 心美しい人間
3. 潤いのある人間
4. やる気のある人間
5. 奉仕のできる人間

教育基本法においては「人格の完成」が教育の目的とされ、人格の内容については平成18（2006）年の改正において、人格の内容を具体的に示すと考えられる「教育の目標」条項（第2条）が明示されている。本学の建学の精神のめざすところ誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った豊かな人間性を意味し、「学問と誠心の調和」により「慈悲慈愛・報恩感謝・奉仕の精神」を内実化し、それを実践できる人間の育成であり、これは改正教育基本法第2条の各規定の求める人格の諸内容と一致していると考えられる。

さらに私立学校法においては、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、「至心」に基づく固有の建学の精神を軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は私学法の精神にも応じうる公共性を有している。

建学の精神は、学生便覧、大学案内及び本学ホームページにおける周知によって学内外に公表している。さらに入学式・オリエンテーションやオフィス・アワーにおいて副学長または学生部長等が必要に応じて説明することで、周知している。また、学長は入学式等において、学生に建学の精神や教育目標を詳しく説明している。教員に対しては、学長が定例教授会において毎回「建学の精神を訪ねて」と題して、わかりやすく説明を行っており、この議事録（建学の精神の箇所）を事務職員にも配付し、情報の共有を図っている。

非常勤講師に対しては、毎年度末に開催している「非常勤講師との懇談会」において、学長が講話を行い周知している（近年は新型コロナの影響により開催できていない）。

学外に対しては、本学のウェブサイトをはじめ、大学案内や学生募集要項、オープンキャンパス等を通じて公表している。

さらに、毎年3月に発行する山口短期大学広報誌にも、建学の精神に関する文章を掲載している。また、高校訪問の際は、これを配布し説明している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では地域・社会に向けて公開講座を開講している。内容としては本学の学科が有する特徴を生かし、「子育て支援」「発達に課題を抱える子どもへの支援」「プログラミング」等の内容である。また地域公民館において実施されている生涯学講座に本学教員を派遣し地域住民の生涯学習・リカレント教育の一端を担っている。

令和4（2022年）度出前講義メニューリスト及び公開講座メニューの中で新型コロナウイルス感染症の影響で取り組みは実施が困難であったが、実施された公開講座は次のとおりであった。

令和4（2022年）度学術研究所主催公開講座・出前講義参加者数・申込数

No	参加者数	講座名	講師	開催日
1	0	保育実践講座 「保育・幼児教育現場でのICT活用」	田中光	7月16日
2	10	永久コマを作ろう	和西聡	8月27日
3	0	保育実践講座 「幼児教育におけるICT活用」	田中光	8月27日
4	3	保育実践講座 「発達が気になる子どもの保育」	中津愛子 平田睦美	9月3日
5	0	保育実践講座 「幼児の理解と支援の方法」	平田睦美 中津愛子	10月29日
6	0	ピアノとおはなし ステキな時間	田中奏子 中津愛子	10月30日
7	0	子ども子育て・応援します！	子安崇夫 中津愛子 平田睦美	10月30日
8	1	保育実践講座 「幼児の造形指導」	縄田也千	11月5日

9	都合 より 中止	ソーラーイルミネーションと松ぼっくりツリーを作ろう	和西聡	12月10日
---	----------------	---------------------------	-----	--------

山口県が実施する正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指した長期高度人材育成コース（保育士養成科）の委託訓練業務を令和2（2020年）年度から受託して保育士となる資格を取得する訓練生を受け入れている。令和2（2020年）年度からの受入れ状況は次のとおりである。

訓練生受入れ状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訓練生人数	4人	3人	4人	4人

また、教員が独自に他の組織において地域貢献活動を実施しており、令和4（2022年）度の活動内容は以下のとおりであった。

令和4（2022年）度教員（個人）の地域貢献活動状況

教員名	所属	地域貢献活動	月 日
隅野 努	児童教育学科 教授	防府市社会教育委員会議 委員	5月26日
		防府市立大道小学校学校運営協議会 委員	8月23日
田中奏子	児童教育学科 講師	萩市役所ロビーコンサート 演奏者	6月1日
		高大連携出前講義防府商工定時制 ミニ音楽会 演奏者	9月30日
		山口県学生音楽コンクール課題曲選定会議 選定委員	2月13日
寺本公思	情報メディア 学科教授	山口県ひとづくり財団夢・志応援 講師	8月8日
中津愛子	児童教育学科 教授	防府市松崎公民館家庭教育学級 講師	6月11日
		山口県難聴児支援地域協議会 委員	6月30日
		山口県聴覚障害教育関係機関連携協議会 委員	8月18日
		山口県福祉協議会 障害児保育研修 講師	8月30日
		山口県難聴児支援地域協議会 委員	8月31日
		山口県福祉協議会 障害児保育研修 講師	9月8日

		山口県立山口南総合支援学校 学校運営会議 委員	9月22日
		山口県難聴児支援 訪問指導	12月15日
		山口県立山口南総合支援学校 学校運営会議 委員	2月14日
中村 浩	児童教育学科 教授	周南市中学校教育研究会国語部 指導助言	8月3日
		山口県少年の主張コンクール2次審査 審査員	8月4日
		下関授業づくり研修会 講師	10月3日
		下松市教育研究大会 講師	10月5日
		全国中学校国語教育研究協議会鹿児島大会 指導助言	10月13日、 14日
		防府市社会福祉協議会理事会 理事	10月31日
		山口県中学校研究会国語部研修会 講師	12月27日
		防府市社会福祉協議会理事会 理事	3月9日
縄田也千	児童教育学科 教授	阿知須幼稚園 園内研修 講師	2月4日
日置智子	情報メディア 学科准教授	大道まつり実行委員会 委員	7月28日
		大道まつり実行委員会 委員	9月15日
		大道まつり実行委員会 委員	10月20日
		防府市男女共同参画審議会 委員	10月25日
		大道まつり	11月13日
		防府市男女共同参画審議会 委員	1月27日
		大道地区まちづくり推進協議会総務委員会 委員	3月23日

本学は防府市と連携協力に関する協定を結び、地域の総合的な活性化に資する『「家庭の日」親子ふれあいイベント』を主催し、教員、学生が企画・参加し防府市と一緒に取り組んでいる。この活動は年々参加者が増加し、地域において一定の評価を得ている。令和4（2022年）度は6回開催し、延べ33名の学生、延べ22名教員が参加した。イベントに参加した市民は延べ231名で好評であった。

また、本学がある地域の大道地区が11月に開催している「大道まつり」にも、教職員がスタッフとして、また、学生もイベントや手伝い等で参加している。

本学の特色の一つは、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）が活発なことである。ボランティア活動を「単位」と結びつける社会的傾向があるが、本学は

ボランティアの趣旨から、現在は単位を与える等、ボランティア活動を評価することは行っていないが、本学の建学の精神の具現化に資することから、学生には積極的な参加を呼びかけている。令和4（2022年）度の学生ボランティアの活動状況は次のとおりである。

令和4（2022年）度学生ボランティア活動状況

回数	行事名称・内容等	月 日
1	「家庭の日」親子ふれあいイベント	6月～2月第3日曜日 (6回)
2	大道よくし隊（見守り活動）	5月～3月第2金曜日
3	花火大会清掃ボランティア	8月6日
4	24時間テレビ「愛は地球を救う」 チャリティーキャンペーン募金活動	8月28日
5	大道小学校 読み聞かせボランティア	9月～週1回火曜日
6	防府スポーツフェスタ2022	10月16日
7	大道まつりボランティア	11月13日
8	大道駅前花壇パンジーの苗植え付け	11月19日
9	大道駅花壇の水やり	4月～3月
10	「サイバー犯罪の現状と対策」講習会	1月16日
11	サイバーパトロール	1月16日
12	防府市生涯学習フェスティバル	2月26日

本学へのボランティア活動依頼は、学生支援センターのボランティア担当において集約している。そして、学生へは、担当教員から参加案内をし、学生がボランティア活動に参加する場合、可能な限り本学の教員が引率することとしている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は学内外に公開し、これに触れる機会は教職員・学生ともに多くなっている。しかしながらややもすれば、言葉のみが先行し抽象的な理解にとどまることも考えられる。建学の精神の現代的な意味を如何に学生たちの日常的な言葉に落とし込み、伝えその感覚が内在化するよう努めねばならない。

また、建学の精神の理解については人それぞれに異なる部分はあるかと思うがその中核を一致させておくことも重要である。今後教職員・学生がどのように建学の精神を理解しているのかその確認を行っていくことも重要であろう。

以上が建学の精神の課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、建学の精神である「至心」を踏まえ、本学学則第1条において、広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士、技術者を養成することを明記している。こうした教育目的を「容（かたち）」にするために、児童教育学科（初等教育学専攻、幼児教育学専攻）と情報メディア学科が設置されている。

また、各学科・専攻課程の教育目的について、学則第5条第3項において、初等教育学専攻は「社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成する」、幼児教育学専攻は「社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成すること」、情報メディア学科は「多様化する情報化社会において、対応できる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成すること」と規定している。

これらを踏まえて、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」を定めている。

定期に開催される各学科会議において、社会情勢、地域社会、学生のニーズを把握し、求められる人材を確認、点検を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神・教育理念に基づき教育目標を定めており各学科専攻の教育目標は以下のとおりである。

児童教育学科 初等教育学専攻・幼児教育学専攻

実践力を養い、子どもに寄り添え、地域と共に手を取り合っって子どもたちを育てていける教育者や保育者を育成することを目的とする。

情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得するとともに、個々の感性を生かした情報発信のできる I T 基盤の技術者を養成することを目的とする。

またこの教育目標の達成基準を具体的に明示したものを学習成果と捉えている。学習成果はディプロマ・ポリシーに示された諸能力として規定してある。具体的な内容は下記に示すとおりである。

○ 児童教育学科初等教育学専攻

- 1 学んだことをこれからの生活にいかし、さらに深く学び続けたいという意欲をもっている。(学び続ける力)
- 2 各教科・道徳の学習についての知識や技能を身につけ、実践的な指導力を有している。(実践的学習指導力)
- 3 子どもの発達について関心をもち、教育実習・学校体験活動を通して、子どもの特性を理解し知識を深めている。(子ども理解力)
- 4 教育実習・学校体験活動を通して、子どもや教職員と十分な交流ができる。(コミュニケーション能力)
- 5 様々な教育課題について意欲的に自ら学び、自分の考えをさらに高めることができる。(主体性)
- 6 他者の意見を尊重し、仲間と共に高め合い、お互いの良さを学ぼうとしながら、グループやペア活動に積極的に参加することができる。(協働性)

○ 児童教育学科幼児教育学専攻

- 1 子どもの発達に関する専門知識を有し、一人一人の子どもの特性を理解する力を身につけている。(子ども理解力)
- 2 子どもの発達や興味・関心を理解したうえで保育を計画し、実践をする力を身につけ、集団と個への対応を考えた指導、援助ができる。(保育実践力)
- 3 子どもに関わるための豊かなコミュニケーション能力を身につけている。(コミュニケーション能力)
- 4 一つの課題に対して様々な視点から考え、自分の意見を述べる力を身につけているとと

もに、保育に関する課題に誠実に向き合い、解決に向けて考える力を身につけている。(課題解決力)

5 他者の意見を取り入れ、協働して物事を進めていく力を身につけている。(協働性)

6 自らの課題に対して学び続ける姿勢をもち、保育者としての資質・能力を高めるために主体的に学ぶ力を身につけている。(自ら学ぶ力)

○ 情報メディア学科

1 情報通信技術に関する基礎知識を修得している。(知識・理解)

2 情報システムを開発するための基本的な知識・技能や情報メディア技術を活用してコンテンツを効果的に制作・発信する能力を身につけ、実践的に応用することができる。(創造的思考力)

3 主体的に課題に取り組み解決する力及び他者と協働する力を身につけている。(態度・志向性)

学生便覧、大学案内、学生募集要項、ウェブサイトなどに掲載し、学外に公表している。

教育基本法及び学校教育法に基づき「広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した理論と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的とする」と学則第1条に明記している。また、各学科専攻のディプロマ・ポリシーは、学校教育法第108条に鑑み、汎用性のある「学士力・人間性」と専門性の両面を取り入れ検討されている。したがって、その学習成果とその点検は学校教育法の規定に照らして行われているといえる。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

「学習成果」を「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に示された諸能力とし、各学科・専攻は「学位授与の方針」を基盤とし、この能力を養うために必要な教育内容「教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)」を定めている。また、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」はこれらの能力を萌芽させるのに必要な基盤として定めている。したがって、本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された各学科・専攻の教育目的が、「学位授与の方針」から「教育課程編成方針」、「入学者受入れの方針」へと段階的かつ連続性のあるものとして一体的に定めていると言える。

山口短期大学の三つの方針

○ディプロマ・ポリシー

何事にも誠実に取り組み、豊かな表現力と知識を持ち、誠実にコミュニケーションをとることができる社会人としてふさわしい人間性を有するとともに、専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる者に短期大学士の学位を授与する。

○カリキュラム・ポリシー

建学の精神のもと、基礎教育科目と専門教育科目の2本の柱で構成している。基礎教育科目では、「まことのこころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設している。専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・実践力を養っている。学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施する。

○アドミッション・ポリシー

教育課程の方針を実施するために、本学では、自分の人生を大切にし、少しでも豊かな人生を送りたいと願っている人や、自分や他の人を大切に思い基本的に人間が好きな人の入学を期待している。そして、明確な目的意識を持ち、相手を理解しながら自分の考えを表現できる人物を求めている。

三つのポリシーとも、毎年度、「学生便覧」の内容更新の際、学科を中心に組織的な議論の上、変更の必要がある場合がある場合には教授会の議を経て適宜変更している。

三つのポリシーを連続性のあるものとして一体的に定めている中で、教育活動においては、基礎教育科目と専門的教育科目の2本の柱で教育課程編成を行い。基礎教育科目では、「まことのこころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設し、専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・実践力を養っている。学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施している。

三つのポリシーは、短大ホームページ>大学案内の建学の精神・教育理念の中で、「基本方針三つのポリシー」として明記し、学内外に表明するとともに、「学生便覧」「大学案内」「学生募集要項」にも学位授与の方針、教育課程編成の方針及び入学者受け入れの方針として明記し、表明している。これら以外にも、部分的にはあるが広報誌等でも広く表明しているところである。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

平成28(2016年)年度からGPAを導入しているが、学習成果の測定として使用している。また学習成果の項目を質問紙法の一項目に見立て、達成度の自己評価を学年末と卒業時に実施し、学習成果の達成度の可視化に努めている。しかし自己評価については他者評価との一致度を検討しなければ妥当性が十分にあるとは言いがたい。今後さらなる検討充実が必要であると考えられる。

本学では三つのポリシーを連続性と一体性を備えたものとして整備している。しかしながら、シラバス編成の際に学科内で検討はしているものの個々の講義がなかでも「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」から「教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）」とどのように関連があるのか十分に明示できていない。また、能力を体系的に養っていくには、どのように履修していくか、現在では個々のチューターとの面談で履修計画を定めているが、より具体的、かつ、わかりやすくカリキュラムマップ等の改定行っていくことが必要であろう。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

学則第2条第1項で本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う実施体制を規定。第2項で自己点検・評価に関する事項と委員会に関する事項を定める規定を設け、「山口短期大学自己点検・評価委員会規程」に則り、副学長を中心に全学的に点検・評価に関与する体制が構築されている。

毎年、自己点検・自己評価を実施している。毎年実施している自己点検・自己評価をホームページ上で公開している。見出された問題点を具体的に如何に改善していくのか、全学的に検討し、改善策の実施に結びつけるようにしている。

学生募集活動において、各学校の関係者と意見交換を行い、自己点検・評価に関する事項に該当すると思われる内容は、ワーキンググループ等に報告し検討を行う。

本学においては点検・評価は隔年の到達点ではなく、次年度または先々に向けた通過点と考えている。このため自己点検・評価をまとめることに力点を置かず、常に現状と問題点を把握し、如何に問題点を改善するか力点を置いている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を査定（アセスメント）する手法として、本学では、ルーブリック評価を用いて成績評価を実施しており、評価方法や各評価項目を科目ごとにシラバスに明示している。これにより、学生にとって理解し易いものとなっている。

教育の質向上・充実のため、前期末と後期末に「学生授業評価アンケート」を全ての授業で行い、これらを統計的に処理し、その結果を各授業担当者にフィードバックしている。各教員に「学生授業評価アンケート」の結果をフィードバックするときには、全ての授業の平均値も同時に配布するので、教員は全体の授業と比較できるようになっている。これを授業改善に活用し、教育の質の向上とともに、その充実を図っている。また、一部の授業においては、授業終了時にミニレポート等を書かせ、授業状況の把握を行っており、これを授業改善に活用している。このほか、教育効果の把握と教育内容の充実・向上を図るために、卒業生へのアンケートも実施している。以上の取り組みで得られた項目を基に、全学的にPDCAサイクルを用いている。

教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準等の関連法令の変更などを適宜確認し、法令遵守に努めている。関係法令の変更があるごとに、その内容を関係の部署において確認した上で、必要に応じて教授会で審議し、学長が決定して学内全体で共有している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価については各委員会等評価委員会においてフォーカスした問題について議論・改善・実行と全学的に取り組む体制がとれるようになっている。しかしながら教育の質の保証に関しては学習成果の可視化を進めてはいるが未だ、蓄積されたデータが少なく、現在行っているアセスメント方法が学習成果を正しく検証しているのか、つまり信頼性と妥当性については今後さらなる検討が必要である。また、我々の定める学習成果自体が社会が求める人材像と合致しているのか、外部の視点を取り入れ今後検証していく必要がある。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし